



茨城労働局発表  
平成 29 年 1 月 31 日

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 栗原 智子  
地方職業安定監察官 橋本 克也  
(電話番号)029-224-6218

鹿嶋市経済振興部  
商工観光課長 村山 謙二  
(電話番号)0299-82-2911 内線 391

報道関係者 各位

今後の地域の発展を図るため、  
鹿嶋市と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結します

～「活力ある産業育成のまち」を目指して～

鹿嶋市(市長 錦織孝一)と茨城労働局(局長 西井裕樹)とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、この度、活力ある地域社会の実現を目指す鹿嶋市と、労働市場のセーフティーネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進し、生き生きと働くことができる環境づくりを行うことにより、今後の地域の発展を図るため、雇用対策協定を締結することといたしました。

つきましては、雇用対策協定の調印式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

記

1 日時	平成 29 年 2 月 7 日 (火) 14:30～
2 場所	鹿嶋市役所 2階 応接室 (鹿嶋市平井1187-1 TEL0299-82-2911)
3 出席者	鹿嶋市長、経済振興部長、商工観光課長 等 茨城労働局長、職業安定部長、ハローワーク常陸鹿嶋所長 等
4 その他	協定に係る内容等については、別添1、2のとおり

※当日の取材希望については、鹿嶋市商工観光課 担当:篠田あて、お問い合わせください。

# 鹿嶋市と茨城労働局との 雇用対策協定に基づく施策の方向等

## 雇用対策協定締結の目的・ねらい

鹿嶋市と厚生労働省茨城労働局・ハローワーク常陸鹿嶋とは、これまでも様々な課題について連携してきているが、今後も、人が生き生きと働くことができる環境づくりと産業の振興を強化する施策に取り組むに当たり、市と労働局・ハローワークが、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進するため、雇用対策協定を締結する。

## 事業の概要

雇用対策協定に基づく具体的な取組内容等については、鹿嶋市と茨城労働局で設置する運営協議会で協議策定するが、以下の取組内容を中心に協議していくこととしている。

実施項目	想定される事業（案）
① 若者の雇用対策	○高校生等に対する求人情報の提供 ○就職面接会、地元企業説明会の開催 ○インターンシップによる就職支援
② UIJターンの促進	○市内求人情報の収集と発信
③ 働き方改革・女性の活躍推進	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み ○子育て中の女性等を対象とした再就職ウォーミングアップ講座の実施
④ 障がい者等への就労支援	○障がい者就職説明会の開催 ○生活困窮者等に対する支援プラン策定による連携した支援
⑤ 雇用創出・人材確保の取組	○就職面接会、地元企業説明会の開催

## 鹿嶋市と茨城労働局との雇用対策協定（案）

～「活力ある産業育成のまち」を目指して～

鹿嶋市（以下「市」という。）及び厚生労働省茨城労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、活力ある地域社会の実現を目指す市と、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携し、生き生きと働くことができる環境づくりと産業の振興を強化することにより、今後の地域の発展を図るため効果的かつ一体的に事業を推進することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画は、市及び労働局が共同して設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

（要請等）

第3条 鹿嶋市長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができることとし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、市及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、鹿嶋市長及び茨城労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

鹿 嶋 市 長

( 錦織 孝一 )

厚生労働省茨城労働局長

( 西井 裕樹 )

# 国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成29年1月1日時点)】 計114自治体(38都道府県68市7町1村)

## 【都道府県(38都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月) ㉖三重県(28年2月) ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月) ㉙福島県(28年3月) ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月) ㉜山梨県(28年4月) ㉝千葉県(28年8月)
- ㉞埼玉県(28年8月) ㉟佐賀県(28年8月) ㊱愛知県(28年8月)
- ㊲島根県(28年8月) ㊳静岡県(28年12月)

※ ㉜㉝:第6次地方分権一括法の施行日(平成28年8月20日)に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

## 【市町村76市町村】

- 1 北九州市(22年3月) 2 横浜市(23年1月) 3 福岡市(23年3月) 4 久留米市(24年3月)
- 5 宮古島市(25年1月) 6 広島市(25年1月) 7 堺市(25年11月) 8 鳴門市(26年11月)
- 9 神山町(27年1月) 10三好市(27年2月) 11阿南市(27年3月) 12熊本市(27年3月)
- 13沖縄市(27年3月) 14浜松市(27年3月) 15美馬市(27年5月) 16太田市(27年5月)
- 17館山市(27年6月) 18吉野川市(27年6月) 19総社市(27年7月) 20小松島市(27年7月)
- 21前橋市(27年8月) 22東大阪市(27年8月) 23志布志市(27年10月) 24始良市(27年10月)
- 25熱海市(27年10月) 26日南市(27年10月) 27勝山市(27年11月) 28牟岐町(27年11月)
- 29南九州市(27年12月) 30新潟市(27年12月) 31大野市(27年12月) 32掛川市(27年12月)
- 33常陸太田市(28年1月) 34越前町(28年1月) 35福井市(28年2月) 36山形市(28年2月)
- 37鯖江市(28年2月) 38指宿市(28年2月) 39天童市(28年2月) 40高槻市(28年2月)
- 41日置市(28年2月) 42越前市(28年2月) 43宇佐市(28年2月) 44佐伯市(28年2月)
- 45那須塩原市(28年2月) 46豊後大野市(28年2月) 47笠間市(28年2月) 48豊後高田市(28年3月)
- 49坂井市(28年3月) 50札幌市(28年3月) 51小田原市(28年3月) 52高崎市(28年3月)
- 53あわら市(28年3月) 54北上市(28年3月) 55霧島市(28年3月) 56都城市(28年3月)
- 57下関市(28年3月) 58東海村(28年3月) 59大洗町(28年3月) 60鹿児島市(28年3月)
- 61敦賀市(28年5月) 62吹田市(28年5月) 63柏原市(28年5月) 64永平寺町(28年7月)
- 65千葉市(28年7月) 66中津市(28年7月) 67吉野町(28年7月) 68倉敷市(28年8月)
- 69加西市(28年8月) 70小浜市(28年9月) 71日田市(28年10月) 72浦添市(28年11月)
- 73若狭町(28年11月) 74宮崎市(28年11月) 75薩摩川内市(28年12月) 76 寝屋川市(28年12月)



